

地球温暖化対策に関する提言

地球温暖化の進行は、生物多様性に関わる重大な危機をもたらし、私たちの生存基盤を脅かす深刻な問題であり、昨年6月のハイリゲンダムサミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減させることなどを真剣に検討するという合意がなされたところである。また、今年7月の北海道洞爺湖サミットに向けて、我が国には強力なリーダーシップをとることが求められている。

地球温暖化対策を推進するためには、国、地方公共団体、事業者、国民などあらゆる主体の一層の努力が必要であり、力を合わせて真剣に取り組まなければ成果は上がらない。

こうした観点から、全国知事会では国、地方公共団体及び産業界や国民の連携のあり方等について検討を行い、今般、北海道洞爺湖サミットへ向けて国への提言を取りまとめた。国においては、京都議定書の目標達成はもとより将来の温室効果ガスの大幅な削減に向けて、地球温暖化対策として下記の項目について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 京都議定書において我が国に義務づけられた削減目標を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって取り組んでいくとともに、実効性ある対策を推進するための必要な財源の確保、制度の整備に努めること。
また、温室効果ガス排出量の大幅な削減に向け、京都議定書に定める第一約束期間以降の中長期的な目標を早期に策定すること。
- 2 国内排出量取引制度やカーボン・オフセットなどのシステムについては、温室効果ガスの実質的な削減に結びつくようなものとして構築し、その普及に取り組むこと。また、中小企業における省エネ対策などの取組への支援策を充実すること。
- 3 地球温暖化防止に向けた国民運動をより効果的・効率的に推進するため、その企画立案実施に当たっては、国、都道府県、市町村、産業界、マスコミ等を交えて検討すること。また、地方公共団体、マスコミ等と連携して施策を実施すること。
- 4 新エネルギーについては、開発・導入費の助成のほか、RPS法の導入目標の引き上げやグリーン電力証書を排出削減量として認証する制度の創設、発電された電力の買い取り価格の引き上げなど、新エネルギー開発・導入に係る事業の採算性を確保できる仕組みを構築し、その普及を促進すること。また、バイオエタノール燃料については、製造段階から流通段階までを通じて、その普及促進を図るためのシステムを構築すること。
- 5 地球温暖化対策の推進のためには、国民一人一人の意識の変革が重要であることから、環境面から社会システムのあり方や、24時間営業やジャストインタイム輸送等の過剰なサービス、国民のライフスタイル、ワークスタイルの見直しについて、働きかけを行うこと。
- 6 森林は、二酸化炭素吸収源として極めて重要であることから、森林の保全・整備に係る財源を確保すること。

地球温暖化対策の推進宣言

地球温暖化の進行は、生物多様性に関わる重大な危機をもたらし、私たちの生存基盤を脅かす深刻な問題であり、昨年6月のハイリゲンダムサミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減させることなどを真剣に検討するという合意がなされたところである。地球温暖化対策を推進するためには、国、地方公共団体、事業者、国民などあらゆる主体の一層の努力が必要であり、力を合わせて真剣に取り組まなければ成果は上がらない。

こうした観点から、全国知事会としてまったなしの地球温暖化防止に貢献するため、地球温暖化対策の強化を地方公共団体の重要な施策に位置付けるとともに、下記のような取り組みを推進することを宣言する。

記

- 1 ライフスタイルを変えていきます。
 - ・ 1人1日1kgCO₂削減 私のチャレンジ宣言等の運動を推進しエコライフを普及させます。
 - ・ 白熱電球に替わる省エネ型照明器具など省エネ家電を普及させます。
 - ・ 公共交通機関の利用を促進します。
 - ・ アイドリングストップなどのエコドライブを推進します。
 - ・ ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車等の環境負荷が少ない自動車を普及させます。
- 2 ビジネススタイルを変えていきます。
 - ・ クールビズ、ウォームビズを一層推進します。
 - ・ 環境への負荷が大きい過度なサービスの見直しを促進します。
 - ・ 物流の効率化を推進します。
 - ・ 企業の環境保全活動への参画を促進します。
- 3 環境にやさしい取組を推進していきます。
 - ・ 環境マネジメントシステムなど事業者の自主的な取組を促進します。
 - ・ 融資制度等により事業者の取組を支援します。
 - ・ カーボン・オフセットなどの地球温暖化対策を組み込んだ経済システムの構築・普及に取り組めます。
 - ・ 環境に関する情報発信、普及啓発、環境教育を強化します。
 - ・ 市町村、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等との連携・協働を進めます。
 - ・ 地球温暖化対策に取り組む団体や事業者等を表彰するなどして応援します。
- 4 地方公共団体自らの環境負荷を減らしていきます。
 - ・ 太陽光発電等の新エネルギー施設やLED信号機等の省エネルギー設備を一層導入します。
 - ・ 電力や紙の使用量を減らすなど省エネルギー、省資源を一層進めます。
 - ・ 公用車に環境負荷が少ない自動車を導入します。
- 5 新エネルギーの導入を支援していきます。
 - ・ 太陽光発電や風力発電等を普及させます。
 - ・ バイオ燃料等、地域資源を活かした新エネルギーを普及させます。
- 6 森林吸収源対策を推進していきます。
 - ・ 間伐の実施等、森林整備を促進します。
 - ・ 森林づくりへの事業者や住民などの参加を促進します。

平成20年5月28日
全国知事会